米原市勢要覧作成業務 仕様書

1 業務名

令和6年度 米広秘第7号 米原市勢要覧作成業務

2 目的

本業務は、米原市が有する自然、歴史、文化等の状況や市勢および現状をビジュアル的にわかりやすく紹介し、市内外に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的に米原市勢要覧を作成するものである。

3 履行期間

契約締結日から7日以内から令和7年9月30日まで

4 業務の内容

- (1) 企画·製作
- ① 資料収集(資料収集、取材、写真撮影(提供写真分以外)等)
- ② 企画編集(企画、編集、デザイン・レイアウト等)
 - ・米原市が持つ様々な魅力を広く効果的にアピールするとともに、市民のまちへの愛着・誇りの醸成につながるものにする。
 - ・市制20周年を迎え市の発展や将来への期待感が伝わるものとする。
 - ・次の10年を見据えた長期間活用できるものとする。
 - ・デザインやレイアウトを効果的に行い、読者が見やすく、目を引くようなものにする。
 - ・項目ごとに英語で概略説明を付すこと
- (2) 印刷·製本
- ① 印刷製本(製版、印刷、製本、納品等)
- ② PDF 作成 印刷入稿データおよび PDF ファイル等の一式は、電子媒体に収納すること
- (3)納品先

米原市政策推進部広報秘書課

5 業務スケジュール

企画提案書に基づき作成すること

6 掲載内容

業務の目的、コンセプトを踏まえ提案を行うこととする。

(1) コンセプト

米原市の魅力 愛着 未来への期待感

自然豊か・歴史深い・交通アクセスの良さ・伊吹山と琵琶湖

- (2) 紙面の構成
- ① 表紙のデザインを含めて読んでみたくなる市勢要覧となる企画の提案
- ② 次の視点を踏まえた企画の提案
 - ・米原市の特長と魅力をアピールする視点
 - ・今後の米原市の発展と将来への期待感を感じさせる視点
- ③ 追加提案

①~②のほか、米原市の魅力発信をするための手段として、紙媒体に限らず効果的な発信方法や、独自性がある新しい企画提案

7 仕様および規格等

- ① サイズ A4程度 ※提案内容により変更可能
- ② 部数 15,000 部
- ③ ページ数 8ページ程度 ※提案内容により変更可能
- ④ 用紙 マットコート紙 ※提案内容により変更可能
- ⑤ 刷色 オールカラー ※提案内容により変更可能
- ⑥ 製本 中綴じ ※提案内容により変更可能
- ⑦ フォント・文字サイズ・配色はユニバーサルデザインに配慮し、環境配慮に努めた紙・ インクを使用すること
- ⑧ 校正 文字校正3回以上、色校正1回以上対応すること
- ⑨ 電子データ ウェブサイト掲載用 PDF データおよび電子書籍データ (市勢要覧に使用した写真データも電子媒体で納品すること)
- ⑩ その他必要な業務が生じた場合は、市と協議の上実施すること
- 8 納入日 令和7年9月19日(金)

9 権利の帰属

- ① 完成した市勢要覧のデータは、米原市政策推進部広報秘書課にデータとして渡すものとし、原版および写真、図版イラスト等のデータの所有権、印刷物の著作権等、一切の権利は、米原市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、米原市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- ② 本業務のために撮影した写真、図版、イラスト等は、全て米原市に供与し、その利用

および再編集は、米原市において自由にできるものとする。

③ 第三者の著作物を使用する場合、著作権処理および使用料は、受託者が負担すること。

10 業務委託料の支払い

本業務の支払いについては、全ての業務が完了する令和7年度の業務終了後に一括して 支払うものとする。

11 その他の留意事項

- ① 受託者は、市の承諾を得ないで、受託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- ② 作成に係る交通費等の一切の費用は、全て受託者が負担するものとする。
- ③ 制作に当たり、人物、個人所有物、公共施設等を取材・撮影するときは、受託者が本人、所有者、関係者等に趣旨や使用目的を説明し、承諾を得てから取材・撮影を行うこと。
- ④ 写真等を転用する場合、著作権等で問題が起きないよう留意すること。
- ⑤ 受託者は、市と緊密な連絡のもとに受託者の責任において業務を履行する。
- ⑥ 成果品は、本仕様の要件を満たしていなければならない。なお、その品質が十分に確保されていない場合には、市が改善の指示を行うことがある。
- ⑦ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき事由により不良個所が認められた場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等必要な措置を行うこと。また、これらに要する経費は、受託者の負担とする。
- ⑧ 本仕様書に掲載されていない項目が発生した場合は、受託者と市で協議の上決定する。